

ID: 112

担当部署: 町民生活課

<b>処分の概要</b>	使用料等の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町墓地条例 第14条		
<b>例規番号</b>	昭和50年条例第14号		
<b>【基準】</b>			
第14条及び大河原町墓地条例施行規則第14条の規定による。 (使用料等の減免) 第14条 町長は、災害その他相当の事由により必要であると認めるときは、墓地使用料及び管理料を減免することができる。  (使用料等の減免手続) 第14条 条例第14条の規定による使用料及び管理料の減免は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 災害等により墓石が倒壊するなど著しく損害があった場合 当該年度の管理料全額減免 (2) その他町長が認めた場合 当該年度の管理料全額減免 2 前項の規定により減免を受けようとする者は、町営墓地使用料等減免申請書(様式第13号。以下「減免申請書」という。)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の減免申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、町営墓地使用料等減免決定通知書(様式第14号)により、減免するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日